

平成28年さぬき市議会第4回定例会議案

平成28年12月1日提出

市長提出議案

議案第98号 指定管理施設の指定期間の変更のための関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第98号

指定管理施設の指定期間の変更のための関係条例の整備
に関する条例の制定について

指定管理施設の指定期間の変更のための関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

指定管理施設の指定期間の変更のための関係条例の整備に関する条例

(さぬき市老人福祉センター条例の一部改正)

第1条 さぬき市老人福祉センター条例(平成14年さぬき市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第6条中「5年間」を「5年を超えない期間」に改める。

(さぬき市春日ふれあいセンター条例の一部改正)

第2条 さぬき市春日ふれあいセンター条例(平成14年さぬき市条例第133号)の一部を次のように改正する。

第6条中「5年間」を「5年を超えない期間」に改める。

(さぬき市農林漁業体験実習館条例の一部改正)

第3条 さぬき市農林漁業体験実習館条例(平成14年さぬき市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第7条中「5年間」を「5年を超えない期間」に改める。

(さぬき市健康生きがい施設条例の一部改正)

第4条 さぬき市健康生きがい施設条例(平成22年さぬき市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「5年間」を「5年を超えない期間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年10月1日から適用する。